

令和6年3月から

## 国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付での前納について、年度の途中からまとめて振替（立替）できるようになります

### 振替(立替)方法に前納(6カ月前納・1年前納・2年前納)をご選択の場合

〈現在は〉

- ▶ 初回振替（立替）から当年度3月分までは1カ月分ずつ毎月振替（立替）し、4月末に翌年度以降の保険料をまとめて振替（立替）



3月分までは毎月振替（立替）(割引なし)



翌年度以降の保険料を4月末にまとめて振替（立替）(割引あり)

※6カ月前納の場合は、上記のほか、9月末まで1カ月分ずつ毎月振替（立替）し、最初の10月末にまとめて振替（立替）

〈令和6年3月以降の受付分からは〉

- ▶ 年度の途中からでも、年度末（または翌年度末）までの保険料をまとめて振替（立替）



初回振替（立替）時に当月分から当年度3月分（または翌年度3月分）までまとめて振替（立替）(割引あり)



初回振替（立替）後最初の4月末に1年分（または2年分）まとめて振替（立替）(割引あり)

※6カ月前納を選択した方で初回振替日が5月末から9月末となる場合は、最初の10月末に初めて6カ月分まとめて（前納）の振替（立替）となります。

※口座振替の場合、初回振替時に前月分の保険料が未納の場合は、前月分の保険料と併せて振替します。

### ⚠️ ご注意ください！

令和6年度3月以降は、これまでの申出書では受け付けできなくなりますので、ご使用いただく場合は、令和6年2月末までにお手続きください。

令和6年3月以降に口座振替またはクレジットカード納付のお申し込みをいただく場合の申出書は、令和6年3月1日から年金事務所等の窓口で配布するとともに、日本年金機構のホームページに掲載されます。

## 高額介護合算療養費について

### 高額介護合算療養費とは

世帯で1年間（8月1日～翌年7月31日）の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額（世帯の限度額）を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。

支給対象となる方には、毎年3月から4月頃に申請のお知らせをお送りします。



- ▶ 医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ▶ 基準額を超える額が500円以下の場合は、支給の対象となりません。
- ▶ 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

### 令和4年度分計算期間

令和4年8月1日～令和5年7月31日



### 基準額表

負担割合	区分	基準額（世帯の限度額）	
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】 212万円	
		【課税所得380万円以上】 141万円	
		【課税所得145万円以上】 67万円	
2割	一定以上所得者	56万円	
1割	一般		
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除）、または老齢福祉年金を受給している方